

「令和5年9月の大雨」に伴う宇都宮市の被災者支援制度（9月13日時点）

◎ 地震や風水害等の自然災害により被災した方々が少しでも早く生活再建できるよう、宇都宮市では様々な支援制度を設けていますが、その中でも、主な支援制度をお知らせします。

※問い合わせ先の電話番号は、市外局番 028 を省略しています

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
り災証明書の発行	<p>災害によって家屋などが破損した際に、市に電話等でご連絡をいただき、後日、市職員が被害状況を確認・調査し、「り災台帳」に登録のうえ、その内容を証明するもの</p> <p>※ 被害状況のわかる写真を撮影しておいてください。</p> <p>※ 市が家屋などの破損を把握した場合、市職員が直接被害状況の確認・調査に伺います。</p>	<p>・本人確認ができるもの（免許証等）</p> <p>・委任状（代理人が申請する場合）</p>	<p>【被害家屋調査】 資産税課 (632-2253~2257)</p> <p>【証明書発行】 市民課 (632-2265, 2267) 各地区市民センター、各出張所</p>
水害時の衛生対策と消毒方法に関する相談	<p>【対象】 集中豪雨等により、家屋等が浸水した人</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水した家屋等の床や壁、家具や食器類等の消毒方法や消毒薬の希釈方法などの相談 ・下水道や便槽の溢水等により感染症の発生の恐れがある場合の相談 <p>※ 資産税課による被害家屋調査の結果、床上浸水の被害のあった家屋等については、市職員が直接伺います。</p>	<p>・相談を希望する人は電話等にてご連絡ください。</p>	<p>保健所保健予防課 (626-1114)</p>
災害見舞金	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時お住まいになっている住家が床上・床下浸水の被害にあわれた場合に、被害の程度に応じた見舞金を支給 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水＝5万円 ・床下浸水＝1万円 <p>※ 9月4日から6日の大雨による災害の被害者に対し1回限りの支給</p>	<p>・市が実施した被害調査に基づき、対象者に連絡</p>	<p>生活安心課 (632-2819)</p>
災害廃棄物の収集	<p>床上浸水等により発生した家庭内の災害廃棄物や大雨に伴い流れ着いた災害廃棄物について、市に電話等でご連絡をいただき、収集を行うもの（事業系ごみを除く）</p> <p>※ 市にご連絡をいただく前に市が家屋等の浸水を把握した場合、市職員が直接伺います。</p>	<p>・なし</p>	<p>ごみ減量課 (632-2423)</p> <p>【事業系災害廃棄物】 廃棄物施設課 (632-2666)</p>
床上・床下浸水した家庭が清掃作業等に使用した水道料金及び下水道使用料の減免	<p>【対象者】 床上・床下浸水した住家の清掃作業等に水道水を使用した被災者</p> <p>【内容】 令和5年9月に使用した水量について、通常使用水量（前年同期又は前期の少ない量）と比較して増加した水量を減免</p>	<p>・上下水道料金減免申請書</p> <p>※本市から被害を把握している対象住家に「上下水道料金減免申請書」を送付</p> <p>・り災証明書の写し</p> <p>※本市で被害を把握している対象住家は提出不要</p>	<p>お客さまサービス課 (633-3188)</p>
総合相談	<p>【対象】 被災された方など</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する問い合わせや相談 ・関係する機関や団体への案内 	<p>・なし</p>	<p>広報広聴課 (632-2835)</p> <p>平日8:30～17:15以外の時間帯は、市政情報コールセンター（632-2222）へ。</p>